主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人尾崎純理、同岡邦俊の上告趣意は、判例違反をいうが、所論引用の判例は 所論のような趣旨の法律判断まで示したものではないから、所論は前提を欠き、刑 訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五七年一一月九日

最高裁判所第二小法廷

慶	宜	野	鹽	裁判長裁判官
良	忠	下	木	裁判官
_	梧	崎	宮	裁判官
進		橋	大	裁判官
次	圭		牧	裁判官